

佐賀県告示第三百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年九月二十五日から平成二十一年十月二十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月二十五日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 鹿島嬉野線	嬉野市嬉野町大字吉田字下万属甲二二〇一番一地先から 嬉野市嬉野町大字吉田字鰻田丁三四 〇四番一地先まで	平成二一・九・二五